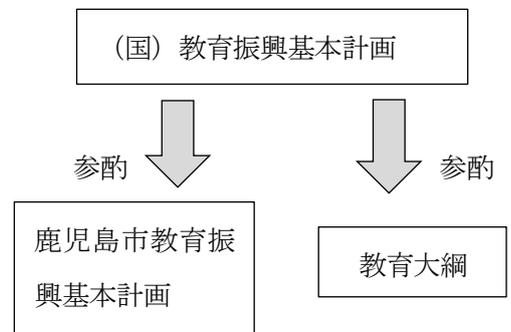


# 教育大綱と教育振興基本計画の関係等について

## 1. 教育大綱及び教育振興計画の位置付け等

### (1) 教育大綱について

- ・教育大綱は、地方公共団体の長が、国の教育振興基本計画の基本方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの。（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項）
- ・教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長に対して策定の義務が課されている。
- ・法律上、大綱とは、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」を記載するものと規定されていることから、教育の他、学術、文化、スポーツも対象となるが、大綱は地域の实情に応じて策定するものであり、必ずしも網羅的に記載される必要はない。
- ・なお、策定の際は、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが重要とされている。



### (2) 鹿児島市教育振興基本計画について

- ・教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項において、地方公共団体に対して、策定の努力義務が課されている。
- ・鹿児島市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、教育分野における本市の目指すべき姿と進むべき方向性を定め、中長期的視点に立った本市の教育に対する考え方や事業の進め方などを市民に明らかにするため策定するもの。

### (3) 教育振興基本計画と教育大綱との関係

- ・どちらが上位という明確な位置付けはない
- ・地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされている。（H26.7.17 文部科学省通知）

## 2. 本市の教育施策に関する計画等の期間及び方向性について

- ・教育大綱、及び総合計画の個別計画である教育振興基本計画はともに今年度が最終年度
- ・同じく教育振興に関する施策の方向性等を盛り込んだものであり、策定時期（令和3年度）、開始時期（令和4年度）がともに同じとなる、第六次総合計画及び第二次教育振興基本計画と次期教育大綱は、整合性の観点から、方向性が同一である必要がある。

	～H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
総合計画 (H24～R3)		前期		後期				六次総	
教育振興計画 (H23～R3)		●改訂							第二次計画
地方創生 総合戦略 (H27～)							2年延長		第2期戦略
教育大綱 (H28～)						●改訂	2年延長		次期大綱

### 【参考】関係法令

#### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ※抜粋

(大綱の策定等)

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
  - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

#### ○ 教育基本法 ※抜粋

(教育振興基本計画)

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。